

平成24年12月18日

宗教法人花豊寺  
代表役員 花澤 良輝 殿  
株式会社北の杜御廟  
代表取締役 米子 保則 殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会  
理事長 丹野美絵子



## ご 連 絡

当協会からの平成24年6月27日付「申入書」に対し、貴法人らから平成24年7月19日、及び8月30日付で回答書をいただきました。又、9月19日付けで使用規定改定案、9月26日付け（10月9日受領）で、改定された「永代使用申込書」及び「墓石建立申込書」をお送りいただきました。また、11月14日には、「北の杜御廟永代使用・墓石(予約・仮押え)申込書」をファクシミリにて送付いただきました。ご対応ありがとうございます。さて、貴法人からのこれらの書面を当協会にて検討した結果、下記のように思料いたしますのでご連絡申し上げます。

つきましては、平成25年1月23日までにご回答下さいますようよろしくお願いいたします。

なお、従前よりお知らせしておりますとおり、貴社のご対応を含む本件の一連の経過について、消費者契約法第27条に定める消費者に対する情報提供の一環として、当協会において公表することも併せて申し添えます。

## 記

### 第1 宗教法人花豊寺納骨堂（北の杜御廟）使用規定について

#### 1 第8条について

現行の使用規定第8条2項前段は、「使用者はすでに納入した使用権料及び管理費の返還の請求をすることはできないものとする」とされており、実質的に何ら納骨堂を使用していない場合において使用者が本規定に基づく解除をした場合でも、返還請求を認めないことは、消費者契約法第9条1号に該当するということは、従前指摘したとおりです。

貴法人からの平成24年9月19日付の「宗教法人花豊寺納骨堂(北の杜御廟)使用規定改定案」では、当該規定が削除されています。しかし、当該規定の削除のみでは、消費者としては、貴法人に対し、納入した使用権料等の返還を請求することができるか否か不明です。

これに対し、従前に頂いた貴法人からの平成24年7月19日付「平成24年6月27日申入書について」では、貴法人としても、消費者に負担を求める

ことはないとしておられます。とすれば、消費者が理解しやすいように、納骨堂を実質的に使用していない場合においては、返還請求を認める旨を明らかにされることが、貴法人の実情にも即し望ましいものであるといえます。事実、同書面において、貴法人の第8条2項改定案では、「前項においては、使用者が納骨壇の使用を開始していない場合を除き、使用者はすでに納入した使用権料及び管理費の返還の請求をすることが出来ない。」としており、納骨壇の使用をしていないときの返金を認める旨を使用規定上明らかにされてきました。また、平成24年8月30日付「平成24年6月27日申入書について回答書」においても、同様の回答となっています。しかし、平成24年9月26日付で送付された使用規定改定案は、これに反するものであり、不適當であると考えます。

納骨壇の使用をしていない場合には返金をすることを明記してください。

なお、納骨壇の使用開始後であっても、一切の例外を認めずに管理費及び使用権料の返還をしないことについて、やはり、消費者契約法第9条1号に該当する疑義はあることを付記いたします。

## 2 納骨壇の使用開始時期について

納骨壇の使用開始が、全額返金されるか否かの分岐点となるのであれば、納骨壇の使用というのはどの時点を指すのかを明記してください。墓石建立をもって納骨壇の使用開始とするのか、納骨をもって納骨壇の使用開始とするのか、消費者にとっては判断ができないことが予想されます。紛争の予防という観点からも、納骨壇の使用開始時期について定義すべきです。

なお、平成24年7月19日付の貴法人らからの文書によると「使用者が墓石の設置も焼骨の埋蔵もしていない段階、つまり実質的に何ら納骨堂を使用していない段階」とあるので、当該部分を規定に盛り込むことが望ましいと考えます。

## 第2 北の杜御廟永代使用・墓石予約仮押え申込書について(平成24年11月14日、ファクシミリで受領)

### 1 予約・仮押えについて

平成24年11月14日貴法人よりファクシミリでご送付頂いた「北の杜御廟永代使用・墓石(予約・仮押え)申込書」には、「予約」、「予約申込金」の文言が見られますが、平成24年8月30日付回答書には、「今後はあくまで「仮押え申込書」として整備し予約金の受け入れは一切しない」とあります。そのため、本書から一切の予約という文字は削除されるべきであり、また、予約申込金についても発生しないことから削除されるべきです。

### 2 仮押えの対象及び名宛人について

本書では、永代供養の区域の仮押え、墓石の仮押えのいずれも含んでいるように解釈できます。しかし、永代供養の区域の仮押えであれば、契約主体は宗教法人花豊寺になり、墓石の仮押えであれば、株式会社北の杜御廟になります。仮押えの対象と契約主体を明確にしてください。

また、墓石建立申込書と永代使用申込書を分離していることからすると、本書に関しても分離させることが適当と考えます。

### 第3 永代使用申込書（平成24年9月26日付）について

#### 1 名宛人について

名宛人が「宗教法人花豊寺（北の杜御廟）」となっていますが、法人登記は「宗教法人花豊寺」であるので、「（北の杜御廟）」は削除すべきです。

#### 2 追加彫刻について

「※納骨壇（墓石）完成引渡し後の追加文字彫刻には追加彫刻代金がかかります」とあるが、宗教法人花豊寺は墓石の彫刻については無関係であるので、当該規定は墓石建立申込書に記載すべきであり、永代使用申込書には記載すべきではありません。削除してください。

#### 3 予約申込金

上述のとおり8月30日付回答書には、「今後は予約金の受付は一切しない」とありますので、予約申込金の欄が存在することは不適當です。削除してください。

#### 4 墓石代等の記載

「※消費税は墓石代・字彫代・付属品代・管理費・修繕費にかかります」とありますが、本書は、永代使用申込書であり、墓石建立に関する「墓石代・字彫代・付属品代」はいずれも、宗教法人花豊寺との関係において発生する消費税には該当しません。削除して下さい。

#### 5 用語の統一

本書においては、「修繕費」とされているが、使用規定においては「修繕費」の用語は使用されておらず、「修繕積立一時金」という用語が使用されています。同じものを指すと思われそうですが、用語を統一すべきです。

### 第4 墓石建立申込書（平成24年9月26日付）について

#### 1 用語の統一

他の書式ではいずれも「使用規定」となっていますが本書では「使用規程」とされています。用語の統一を図ってください。

また、「納骨権」とありますが、他の書式では「納骨権」なる用語は使用されておらず、墓石を指す言葉として「納骨壇」があります。異なるものであれば、納骨権の意味を明らかにしてください。

#### 2 消費税について

消費税の課税対象を記載すべきです。

#### 3 支払時期について

8月30日付回答書によると、「墓石代金の50%の支払い後墓石建立を着工し、完成期引渡し時に墓石代金の残額をいただくというものであり、これも明記する。」とあるが、本申込書には、当該記載がありません。本書において記載すべきと考えます。

以上を踏まえて更なる修正をご検討いただきますようご連絡いたします。

以上

(本件に関する連絡先)

公益社団法人 全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室  
〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番5号  
グランドメゾン日本橋堀留101号  
TEL:03-5614-0543  
FAX:03-5614-0743